

○愛知大学短期大学部学則

1950年4月1日

制定

全面改正 1985年4月1日

最終改正 2022年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法並びに本学の設立趣意書に基づき、専門の学芸を教授研究し、教養を培い、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本短期大学部は、その教育研究水準の向上を図り、本短期大学部の目的及び社会的使命を達成するために、本短期大学部における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(学科)

第2条 本短期大学部に次の学科を置く。

ライフデザイン総合学科

第2条の2 前条の学科における教育研究上の目的は、第1条に基づき、教員個々が自発的にその専門とする分野の学識、技能を高め、それらを次の各号に掲げるとおり、教育及び社会に還元することにある。

- (1) 自分らしい生き方や職業について主体的に考え、自分らしさを表現し、自分の考える自らの将来像の具現化を図ることのできる能力や教養を養成する。
- (2) 日本と国際社会を基盤に自らの文化や生活を見つめ、人とコミュニケーションのできる個性や能力を養成する。
- (3) 健康で自立的な社会人・職業人やライフデザインについて理解を深め、受動的な消費生活からの脱却をめざす意識や実行力を養成する。
- (4) 生涯にわたって学ぶことの意義や豊かさを自覚しつづけられる意識を養成する。これを通じて、地域文化やコミュニティーの向上発展をめざした生涯学習社会の実現に貢献する。

(学生定員)

第3条 本短期大学部の学生定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
ライフデザイン総合学科	100	200

第3条の2 削除

(修業年限及び在学年数)

第4条 修業年限は2年(社会人であって長期履修生として認められた学生については、修業年限を3年)とし、学生は、休学期間を除き、4年を超えて在学することはできない。

(施設)

第5条 本短期大学部に図書館を置く。

2 図書館は愛知大学図書館内に置き、愛知大学図書館の諸規程を準用する。

第6条 本短期大学部の教職員及び学生は、愛知大学に設ける研究所その他の教育・研究附属施設を利用することができる。

第2章 職員組織

(学長及び部長)

第7条 本短期大学部に学長及び短期大学部長を置く。

2 学長は、愛知大学学長をもってあてる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、短期大学部長は本短期大学部を統轄する。

(副学長)

第7条の2 本短期大学部に副学長を置く。

2 副学長は、愛知大学副学長をもってあてる。

3 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。

4 副学長に関する規定は、別に定める。

(学長補佐)

第7条の3 本短期大学部に学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学長を補佐する。

3 学長補佐に関する規定は、別に定める。

(職員)

第8条 本短期大学部に教授、准教授、助教、助手及びその他の職員を置く。

2 本短期大学部に兼任の教員(講師)を置くことができる。

3 前2項に定める教員の任用等に関しては、別に定める。

(教授会)

第9条 本短期大学部に教授会を置く。

2 教授会は、短期大学部に所属する専任の教授、准教授及び助教をもって組織する。

第10条 教授会は、教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成並びに授業の計画及び実施に関する事項
- (2) 試験に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- (4) 単位認定に関する事項
- (5) 学位の授与に関する事項
- (6) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (7) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (8) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項
- (9) 法令並びに学校法人及び大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

2 学長は、前項の決定をするにあたり、教授会の意見を十分に参酌しなければならない。

3 教授会は、第1項に定める事項のほか、学長及び短期大学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 前各項のほか、教授会に関しては、別に定める。

第3章 教育課程

(授業科目)

第11条 授業科目は、ベーシックフィールド科目、セレクトフィールド科目及び特別フィールド科目に分け、2年間に配当して授業を実施する。ただし、年度により教授会の議を経て、授業科目の一部を開講しないこと及び第13条別表以外の授業科目を特別に開講することがある。

2 授業科目の履修に関する規定は、別に定める。

第11条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利

用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 第2項の規定により、多様なメディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時パソコンその他双方向の通信手段によって行う。
- 6 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(授業科目の単位数)

第12条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義、講読及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語、実技、実験及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合には、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める。

(修得科目及び単位)

第13条 本短期大学部に2年以上（長期履修生は、3年以上）在学し、授業科目について、次のとおり修得しなければならない。

- (1) ベーシックフィールド科目については、24単位以上
 - (2) セレクトフィールド科目については、26単位以上
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、ベーシックフィールド科目、セレクトフィールド科目又は特別フィールド科目から12単位以上
- 2 前項の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
 - 3 外国人留学生にあつては、第1項の単位のうち、ベーシックフィールド科目の4単位まで、日本語科目等の単位で代えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第13条の2 本短期大学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

- 2 本短期大学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳

格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条の3 本短期大学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(他の短期大学又は大学における修得単位の取扱い)

第14条 教育上有益と認めるときは、本短期大学部の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本短期大学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき15単位を限度として本短期大学部において修得したものと取扱う。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第14条の2 教育上有益と認めるときは、本短期大学部の定めるところにより短期大学又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が大学教育に相当する水準を有すると認めた大学以外の教育施設等における学修を、本短期大学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前条第1項及び第2項により本短期大学部において修得したものとみなす単位数と合わせて同第3項に規定する単位数を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が本短期大学部に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本短期大学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、15単位を限度とする。ただし、修業年限は短縮しない。

第16条 削除

(司書)

第17条 司書の資格を得させるに必要な授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修登録の手続)

第18条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、履修登録の手続をとらなければな

らない。

- 2 履修登録の手続は、毎学期初めの指定する時期に行うものとする。

第4章 試験及び卒業

(試験及び成績)

第19条 春学期末又は秋学期末において、所定の履修科目について試験を行う。ただし、平常の成績をもって試験に代えることを認められた授業科目については、この限りでない。

- 2 前項の定期試験のほかに、必要があるときは臨時に試験を行うことがある。

第20条 成績評価はS、A、B、C及びFで示し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

- 2 履修科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 3 試験及び成績評価に関する規定は、別に定める。

(卒業及び学位)

第21条 本短期大学部に2年以上在学し、所定の授業科目を履修して、第13条所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 前項に規定する卒業の要件として修得すべき単位のうち、第11条の2第2項の授業方法により修得する単位数は、30単位を超えてはならない。
- 3 第1項の規定により卒業を認定した者には、愛知大学短期大学部学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。
- 4 短期大学士に付する専攻分野の名称は、短期大学士（ライフデザイン総合）とする。

第5章 入学、学籍の取得、転入学、転学、留学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、毎学年の初めとする。

(入学資格)

第23条 本短期大学部に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、女子に限る。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で次のいずれかに該当し18歳に達したもの
イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文

部科学大臣の指定したもの

ロ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ハ 文部科学大臣の指定した者

ニ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

ホ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

ヘ 本短期大学部において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

第24条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

第25条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学手続)

第26条 入学を許可された者は、誓約書、保証書、その他短期大学部の必要とする書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 保証人は、父若しくは母又はその他の成年者で独立して生計を営む者でなければならない。

3 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

(学籍の取得、二重学籍の禁止等)

第26条の2 前条の入学の手続を終えた者は、本短期大学部の学生として学籍を取得する。

2 在籍中は学位取得のために他の大学等(短期大学を含む。)に同時に籍を置くこと(以下「二重学籍」という。)はできない。ただし、本短期大学部と他機関との間で締結された協定等に基づく学籍の取得に関しては、この限りでない。

(転入学)

第27条 本短期大学部に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て転入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することのできる者は、短期大学に1年以上在学し、本学が定

める所定の単位を修得した者とする。

- 3 第1項の規定により入学を許可された者の既修得単位については、第15条の定めるところによる。

(転学)

第28条 本短期大学部から他の短期大学又は大学に転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(外国留学)

第29条 本学則第14条に基づき、学生が外国の短期大学又は大学へ留学する場合には、所定の期日までに保証人連署のうえ留学願を提出し、教授会の許可を得なければならない。

- 2 留学の期間は、2年を限度とする。
- 3 前項の留学期間は、1年を限度として本短期大学部の修業年限に算入する。
- 4 留学中の授業料その他所定の学費は、学費等納入規程の定めるところによる。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない事由によって引続き2ヵ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は半年間とし、休学開始の時期は春学期又は秋学期の初めとする。
- 3 休学中の学費等は、学費等納入規程の定めるところによる。

第31条 休学期間は、通算2年以内とする。

- 2 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 3 休学期間中にその事由が消滅した場合には、許可を得て復学することができる。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、保証人が連署した退学願を学生証とともに提出しなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 授業料その他所定の学費を指定期日までに納入しない者
- (2) 第4条ただし書に定める在学年数の限度を超える者
- (3) 第29条に定める外国留学の期間の限度を超える者
- (4) 第31条に定める休学期間の限度を超え、なお就学できない者
- (5) 本短期大学部において修学不能と認められ、前条に定める退学の手続きを取ら

ない者

(6) 死亡又は長期間にわたって行方不明の者

(復籍)

第34条 前条第1号により除籍された者が復籍を願出た場合には、教授会の議を経て許可することができる。

(再入学)

第35条 第32条により退学した者及び第33条第1号により除籍された者が、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願出た場合には、教授会の議を経て許可することができる。ただし、再入学の時期は、学年の初めとする。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第36条 本短期大学の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第37条 学年は、春学期と秋学期に分け、次のとおりとする。

春学期 4月1日より9月15日まで

秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、前項に定める春学期の終期及び秋学期の始期を変更することができる。

(休業日)

第38条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日であっても授業をし、又は試験を実施することができる。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 創立記念日 11月15日

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 春季休業

2 前項第5号から第7号の休業の期間に関しては、別に定める。

3 必要がある場合は、学長は第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第7章 削除

第39条から第43条まで 削除

第8章 学費等

(学費等)

第44条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、学費等納入規程に定めるとおりとする。

- 2 前項の学費及びその他の学費等は、学費等納入規程の定めるところにより所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 学費等は、一たん納入した後は返還しない。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第45条 本短期大学部で開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを許可された者及び本短期大学部公開講座のうち特定の講座を受講して大学の正規単位認定を希望する者を科目等履修生とする。

- 2 科目等履修生については、本短期大学部の教育研究に支障のない場合に教授会において選考のうえ履修を許可する。ただし、本短期大学部公開講座のうち特定の講座を受講して大学の正規単位認定を希望する科目等履修生は、この限りでない。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第20条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 本短期大学部において、他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該短期大学又は大学の学生に特別聴講学生として本短期大学部の授業科目を履修させることがある。

- 2 特別聴講学生に関する規定は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人が本短期大学部において教育を受ける目的をもって入国し、本短期大学部に入学を志願した場合には、選考のうえ外国人留学生として入学を許可する。

- 2 外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第48条 本短期大学部は、随時に公開講座を設ける。

第11章 厚生保健施設

(保健室)

第49条 本短期大学部に、保健室を置く。

- 2 保健室は、愛知大学保健室内に置く。

(厚生施設)

第50条 本短期大学の教職員及び学生は、愛知大学が設ける厚生施設を利用することができる。

- 2 前項のほか、本短期大学部に所要の厚生施設を置く。

第12章 奨学

(奨学制度)

第51条 本短期大学部に、奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関する規定は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第52条 学生として表彰に値する行為があったときは、表彰することができる。

(懲戒)

第53条 本短期大学の学則及び諸規程に違反し、その他学生の本分に反すると認められた者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者
- (3) 短期大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

第14章 学則の変更

(学則の変更)

第54条 この学則の変更は、短期大学部教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める学則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 学科・専攻等の変更に係わる事項
- (2) 学生定員の変更に係わる事項

附 則（制定）

本学則は、昭和25年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和30年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和34年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和36年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和38年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和39年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和43年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和46年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和50年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日からこれを施行する。

附 則（授業科目の変更、一般教育科目及び外国語科目の必修・選択の明確化、卒

業必要単位数の明確化、復学の規定、見出しの設置並びに字句の整理)

本学則は、昭和53年4月1日からこれを施行する。

附 則 (文科及び生活科の定員変更認可に伴う改正)

本学則は、昭和54年4月1日からこれを施行する。

附 則 (法経科第2部の廃止認可に伴う改正)

本学則は、昭和54年6月6日からこれを施行する。

附 則 (入学資格の明確化に伴う改正)

本学則は、昭和55年4月1日からこれを施行する。

附 則 (入学資格の明確化及び字句の整理に伴う改正)

本学則は、昭和56年4月1日からこれを施行する。

附 則 (字句の整理に伴う改正)

本学則は、昭和57年4月1日からこれを施行する。

附 則 (奨学規定及び授業科目の新設、退学範囲の明示並びに字句の整理に伴う改正)

本学則は、昭和58年4月1日からこれを施行する。

附 則 (字句の整理等に伴う改正)

本学則は、昭和59年4月1日からこれを施行する。

附 則 (単位互換、入学者の既修得単位の認定及び留学規定の追加並びに全面改正)

本学則は、昭和60年4月1日からこれを施行する。

附 則 (入学検定料の改正に伴う改正)

本学則は、昭和60年6月1日からこれを施行する。

附 則 (司書授業科目の変更及び学費改定に伴う改正)

本学則は、昭和61年4月1日からこれを施行する。ただし、司書授業科目について、昭和60年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則 (別科設置並びにカリキュラム変更及び学費改定に伴う改正)

本学則は、昭和63年4月1日からこれを施行する。ただし、授業科目の新設、名称変更及び履修について、昭和62年度以前入学生はなお従前の例による。

附 則 (外国人留学生の授業科目履修規定の追加及び第13条別表専門教育科目表の整理、別科カリキュラム変更に伴う改正)

本学則は、1989年(平成元年)4月1日からこれを施行する。

附 則（入学検定料の改定に伴う改正）

本学則は、1989年（平成元年）6月1日からこれを施行する。

附 則（教育職員免許法の一部改正、授業科目の一部変更、期間を付した定員増及び学費改定並びに留学生別科・別科英語専修及び生活環境専修の授業科目等の変更に伴う改正）

- 1 本学則は、1990年（平成2年）4月1日からこれを施行する。ただし、教職課程の授業科目及び修得必要単位数について、1989年（平成元年）度以前の入学生は、なお従前の例による。
- 2 第3条の規定にかかわらず、1990年（平成2年）度から1999年（平成11年）度までの学生定員は次のとおりとする。

学科名	平成2年度		平成3～10年度		平成11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文科	200	350	200	400	150	350
生活科	170	290	170	340	120	290
計	370	640	370	740	270	640

附 則（入学検定料の改定に伴う改正）

本学則は、1990年（平成2年）6月15日からこれを施行する。

附 則（学費の施設設備資金を教育充実費に名称変更することに伴う改正）

本学則は、1990年（平成2年）12月1日からこれを施行する。

附 則（別科英語専修及び生活環境専修の授業科目等の変更に伴う改正）

本学則は、1991年（平成3年）4月1日からこれを施行する。

附 則（短期大学設置基準の改正、生活科、留学生別科、別科英語専修及び生活環境専修の授業科目の変更並びに学費の改定等に伴う改正）

- 1 本学則は、1992年（平成4年）4月1日からこれを施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第21条第3項の準学士の称号については、1992年（平成4年）3月20日卒業生から適用する。

附 則（文科及び生活科の授業科目等の変更並びに字句の整理に伴う改正）

この学則は、1992年（平成4年）10月1日から施行し、1993年（平成5年）4月1日から適用する。ただし、授業科目及び卒業要件の変更について、1992年（平成4年）度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（目的の明確化、自己点検・評価規定の追加及び学期・休業日の一部変更）

伴う改正)

この学則は、1993年（平成5年）4月1日から施行する。

附 則（文科及び生活科の授業科目等の変更、休学及び科目等履修生に関する規定整備並びに学費の改定等に伴う改正）

この学則は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

附 則（文科及び生活科の授業科目区分の変更、授業科目等の変更、卒業要件の変更並びに入学検定料の改定等に伴う改正）

この学則は、1994年（平成6年）6月15日から施行し、1995年（平成7年）4月1日から適用する。ただし、授業科目区分、授業科目及び卒業要件の変更については、1994年（平成6年）度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（授業科目及び教職に関する科目の単位数の変更並びに教職課程の見出しの変更に伴う改正）

この学則は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。ただし、授業科目の変更については、1994年（平成6年）度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（文科及び生活科の授業科目の変更、教職に関する科目の変更及び司書に関する専門教育科目の変更、2学期制の実施並びに授業科目履修規程、試験及び成績評価に関する規程の制定による条項の整理等に伴う改正）

この学則は、1996年（平成8年）4月1日から施行する。ただし、授業科目の変更については、1995年（平成7年）度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（文科及び生活科の授業科目の変更並びに短期大学又は大学以外の教育施設等における学修規定の追加に伴う改正）

- 1 この学則は、1996年（平成8年）10月1日から施行し、1997年（平成9年）4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目の変更について、1996年（平成8年）度以前の入学生は、自由科目「生活と技術の歴史」及び専攻科目「フィールド調査」を除き、なお従前の例による。

附 則（収容定員の減少に係る学則の変更認可、司書に関する授業科目の変更、別科英語専修及び別科生活環境専修の廃止、留学生別科の授業科目の変更、授業料の改定並びに科目等履修生規定の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。
- 2 第3条及び1990年（平成2年）4月1日施行附則第2項の規定にかかわらず、1997年

(平成9年)度から1999年(平成11年)度までの学生定員は、次のとおりとする。

学科名	1997年(平成9年)度		1998年(平成10年)度		1999年(平成11年)度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文科	195	395	195	390	145	340
生活科	165	335	165	330	115	280
計	360	730	360	720	260	620

附 則 (収容定員の減少に係る学則の変更認可及び授業科目の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、1998年(平成10年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、1997年(平成9年)度以前の入学生の授業科目の履修については、なお従前の例による。
- 3 第3条及び1997年(平成9年)4月1日施行附則第2項の規定にかかわらず、1998年(平成10年)度及び1999年(平成11年)度の学生定員は、次のとおりとする。

学科名	1998年(平成10年)度		1999年(平成11年)度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文科	175	370	125	300
生活科	135	300	85	220
計	310	670	210	520

附 則 (期間を付した入学定員の期間延長に係わる学則の変更認可、学校図書館司書教諭講習規程の一部改正に伴う司書教諭に関する専門教育科目の授業科目の変更及び資格修得要件単位数の変更、留学生別科の授業科目の変更並びに学費の改定に伴う改正)

- 1 この学則は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。
- 2 第3条及び1998年(平成10年)4月1日施行附則第3項の規定にかかわらず、1999年(平成11年)度の学生定員は、次のとおりとする。

学科名	1999年(平成11年)度	
	入学定員	収容定員
文科	175	350
生活科	135	270
計	310	620

附 則 (学科名称の変更、授業科目の変更、卒業要件及び履修方法の変更、教育職

員免許法の一部改正に伴う教職に関する授業科目の変更並びに期間を付した入学定員の設定に伴う改正)

- 1 この学則は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、文科及び生活科は、1999年（平成11年）度以前の入学生が在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、1999年（平成11年）度以前の入学生の授業科目の履修については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定にかかわらず、2000年（平成12年）度の学生定員は、次のとおりとする。

学科名	2000年（平成12年）度	
	入学定員	収容定員
言語文化学科	170	170
現代生活学科	128	128
文科	—	175
生活科	—	135
計	298	608

附 則（文部大臣が文部科学大臣に変更されたこと、副学長職の設置、期間を付した入学定員の設定、言語文化学科の卒業要件単位の変更並びに教育職員免許法施行規則の一部改正による授業科目の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。ただし、卒業要件の変更について、2000年（平成12年）度以前入学生は、なお従前の例による。
- 2 第3条の規定にかかわらず、2001年（平成13年）度から2005年（平成17年）度までの学生定員は、次のとおりとする。

学科名	2001年（平成13年）度		2002年（平成14年）度		2003年（平成15年）度		2004年（平成16年）度		2005年（平成17年）度	
	入学定員	収容定員								
言語文化学科	165	335	165	330	165	330	165	330	125	290
現代生活学科	121	249	119	240	117	236	115	232	85	200

計	286	584	284	570	282	566	280	562	210	490
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則（留学生別科の廃止、期間を付した入学定員の設定及び現代生活学科の実験実習費の徴収を取り止めることに伴う改正）

- この学則は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。
- 第3条の規定にかかわらず、2002年（平成14年）度から2005年（平成17年）度までの学生定員は、次のとおりとする。

学科名	2002年（平成14年）度		2003年（平成15年）度		2004年（平成16年）度		2005年（平成17年）度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
言語文化学科	160	325	160	320	160	320	125	285
現代生活学科	114	235	112	226	110	222	85	195
計	274	560	272	546	270	542	210	480

附 則（副学長の配置に関する字句整理、除籍の事由の追加、授業科目の変更、卒業要件及び履修方法の変更、教職課程の廃止、司書教諭課程の廃止並びに期間を付した入学定員の設定に伴う改正）

- この学則は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、2002年（平成14年）度以前の入学生の授業科目の履修、教職課程及び司書教諭課程の履修については、なお従前の例による。
- 第3条の規定にかかわらず、2003年（平成15年）度から2005年（平成17年）度までの学生定員は、次のとおりとする。

学科名	2003年（平成15年）度		2004年（平成16年）度		2005年（平成17年）度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
言語文化学科	155	315	155	310	125	280
現代生活学科	107	221	105	212	85	190
計	262	536	260	522	210	470

附 則（期間を付した入学定員の変更（廃止）、言語文化学科の卒業要件の変更、休業日と規定する日に授業又は試験を実施することに伴う改正）

- この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の第13条別表言語文化学科の卒業要

件は、2003年（平成15年）度入学生から適用する。

- 3 第3条及び2003年（平成15年）4月1日施行附則第3項の規定にかかわらず、2004年（平成16年）度及び2005年（平成17年）度の学生定員は、次のとおりとする。

学科名	2004年（平成16年）度		2005年（平成17年）度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
言語文化学科	125	280	125	250
現代文化学科	85	192	85	170
計	210	472	210	420

附 則（言語文化学科及び現代生活学科の学生募集を停止し、ライフデザイン総合学科を設置すること、同学科長期履修コースの設定及び字句修正に伴う改正）

- 1 この学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2004年（平成16年）度以前に入学した言語文化学科及び現代生活学科学生の授業科目の履修及び卒業要件は、なお従前の例による。

附 則（学位授与に係る学校教育法の一部改正に伴う改正）

- 1 この学則は、2005年（平成17年）10月1日から施行する。
- 2 第21条第3項の規定にかかわらず、2004年（平成16年）度以前に入学し、2006年（平成18年）3月以降に卒業する者の学位及び短期大学士に付する専攻分野の名称は、次の通りとする。

学科	専攻分野の名称
言語文化学科	短期大学士（言語文化）
現代生活学科	短期大学士（現代生活）

附 則（学校教育法施行規則の一部改正及び高等学校卒業程度認定試験規則の施行に伴う改正）

この学則は、2005年（平成17年）12月1日から施行する。

附 則（エリア及びユニット並びに授業科目の名称変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2005年（平成17年）度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則（学校教育法の一部改正並びにユニット及び授業科目の名称変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、2006年（平成18年）度以前入学生の授業科目の履修については、なお従前の例による。

附 則（学校教育法施行規則の一部改正に伴う改正）

この学則は、2007年（平成19年）12月26日から施行する。

附 則（短期大学設置基準の一部改正並びにユニット及び授業科目の名称変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2007年（平成19年）度以前入学生の授業科目の履修については、なお従前の例による。

附 則（入学検定料の改定に伴う改正）

この学則は、2008年（平成20年）8月26日から施行する。

附 則（授業科目及び卒業要件の変更、学則の変更手続の明確化並びに字句整理に伴う改正）

- 1 この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2009年（平成21年）度以前入学生の授業科目の履修については、なお従前の例による。

附 則（学費の改定、学長及び副学長に関する選任規定の明文化、授業科目の名称及び単位数の変更並びに字句整理に伴う改正）

- 1 この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2010年（平成22年）度以前入学生の授業科目の履修については、なお従前の例による。

附 則（2011年（平成23年）度入学生の司書の資格を得させるに必要な授業科目及び単位数の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。
- 2 第17条別表の規定にかかわらず、2011年（平成23年）度入学生のうち司書の資格を得ようとする者は、「専門資料論」を必修科目として履修し、必修科目は23単位、選択科目は2科目3単位以上、計26単位以上を修得しなければならない。

附 則（学生定員の変更並びにエリア、ユニット及び授業科目の名称変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2011年（平成23年）度以前入学生の授業科目の履修について

ては、なお従前の例による。

附 則（短期大学部教授会決議事項の追加に伴う改正）

この学則は、2012年（平成24年）9月27日から施行する。

附 則（履修登録に関する条文の修正に伴う改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（愛知大学短期大学部の理念・目的の見直しに伴う改正）

この学則は、2013年（平成25年）6月20日から施行する。

附 則（学期の始期及び終期に関する規定の追加に伴う改正）

この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則（エリア及びユニットの名称変更並びに授業科目、担当セメスター、卒業要件等の変更に伴う改正）

1 この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2014年（平成26年）度以前入学生の授業科目の履修については、なお従前の例による。

附 則（学校教育法の一部改正に伴う改正）

この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則（学長補佐制度の新設に伴う改正）

この学則は、2018年（平成30年）9月27日から施行する。

附 則（日本語エリアの廃止、授業科目の変更に伴う改正）

1 この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2018年（平成30年）度以前入学生の授業科目の履修については、なお従前の例による。

附 則（休業日の追加（土曜日）に伴う改正）

この学則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則（授業科目の新設に伴う改正）

1 この学則は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2021年（令和3年）度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（二重学籍の禁止に関する条項とその例外規定の追加に伴う改正）

この学則は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則（多様なメディアの使用を含む授業の方法の明確化に伴う改正）

- 1 この学則は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年3月24日付け文部科学省通知（元文科高第1259号）が適用される期間において、第11条の2第2項の授業の方法により修得した単位は、第21条第2項に規定する卒業の要件として修得すべき単位数に含まないこととする。

第13条別表 短期大学部授業科目

ライフデザイン総合学科

1 ベーシックフィールド科目

授業科目		単位数	備考
アゼミ ナール ユリ	基礎演習	2	} 必修
	発想・議論演習	2	
	卒業研究Ⅰ	2	
	卒業研究Ⅱ	2	
基幹 エリア	ライフプランニング	2	
	キャリアプランニング	2	
	美しい日本語	2	
	文書表現演習	2	
教養 エリア	哲学	2	
	法学	2	
	芸術	2	
	経済学	2	
	現代社会と生活	2	
	女性と社会	2	
	文化人類学	2	
	地球と環境	2	
	教養数学Ⅰ	2	
	教養数学Ⅱ	2	
	食物学	2	
	ボランティア活動	2	
	女性のからだと健康	2	
	スポーツ・健康演習	2	
	スポーツ・健康実習	1	

外国語エリア	英語初級 I	1	
	英語初級 II	1	
	英語中級 I	1	
	英語中級 II	1	
	Practical English	1	
	入門中国語 I	1	
	基礎中国語 I	1	
	入門中国語 II	1	
	基礎中国語 II	1	
	応用中国語 I	1	
	総合中国語 I	1	
	応用中国語 II	1	
	総合中国語 II	1	
	入門ドイツ語 I	1	
	基礎ドイツ語 I	1	
	入門ドイツ語 II	1	
	基礎ドイツ語 II	1	
	応用ドイツ語 I	1	
	総合ドイツ語 I	1	
	応用ドイツ語 II	1	
	総合ドイツ語 II	1	
	入門フランス語 I	1	
	基礎フランス語 I	1	
	入門フランス語 II	1	
	基礎フランス語 II	1	
	応用フランス語 I	1	
	総合フランス語 I	1	
	応用フランス語 II	1	
	総合フランス語 II	1	
	日本語 I	1	

日本語Ⅱ	1	
日本語Ⅲ	1	
日本語Ⅳ	1	

2 セレクトフィールド科目

授業科目		単位数	備考
日本文化エリア	伝統文化ユニット	日本文化のかたち	2
		日本の儀式行事	2
		芸術と食	2
		伝統文化演習	2
	現代文化ユニット	映像文化	2
		エンターテインメント文化	2
		モダンカルチャー論	2
		現代文化演習	2
	日本文学ユニット	近代の文学	2
		日本文学の歴史	2
		詩歌を読む	2
		地域の文学	2
		近代の作家と作品	2
古典を読む		2	
現代文学を読む		2	
文学の環境		2	
日本文学演習	2		
英語コミュニケーション	スピーキングスキル	スピーキングスキルⅠ	2
		スピーキングスキルⅡ	2
	言語コミュニケーション	2	
	英語圏語学研修入門	2	
	英語圏短期研修	2	
	日本語と英語の音声	2	

		マスメディアイングリッシュ	2	
		ビジネスイングリッシュ	2	
		English Workshop I	2	
		English Workshop II	2	
	リーディング・ライティング	文法のしくみ	2	
		リーディング・ライティング I	2	
		リーディング・ライティング II	2	
		リーディング・ライティング III	2	
		アメリカの歴史と文化	2	
		イギリスの歴史と文化	2	
		海外の文学	2	
オフィスエリア	キャリアデザインユニット	インターンシップ入門	2	
		インターンシップ演習	2	
		キャリアデザイン演習	2	
		ビジネスコミュニケーション	2	
		産業社会と人間	2	
		流通サービス論	2	
		企業研究	2	
		ビジネスイングリッシュ	2	
		応用敬語	2	
オフィスワークユニット		カラーコーディネート	2	
		ビジネスマナー入門	2	
		ビジネスマナー演習	2	
		サービス接遇	2	
		簿記会計実務 I	2	
		簿記会計実務 II	2	
		医療事務	2	
		ドキュメンテーション演習	2	
		図表化演習	2	

情報 エリ ア	情報 デザ イン ユニ ット	情報機器演習	2	
		情報総合演習	2	
		コンピュータデザイン	2	
		マルチメディア表現	2	
		プログラミング	2	
		社会データ分析	2	
		ネットワーク演習	2	
		情報の科学	2	
		アプリケーション演習	2	
		Webデザイン入門	2	
		Webデザイン演習	2	
		図表化演習	2	
		情報と社会	2	
		データサイエンス入門	2	
		司書 ユニ ット	図書館情報サービスⅠ	2
図書館情報サービスⅡ	2			
情報サービス演習Ⅱ	1			
児童サービス概論	2			
図書館概論	2			
生涯学習概論	2			
図書館情報技術	2			
心理コミュニケーション論	2			
近代の文学	2			
地域の文学	2			
詩歌を読む	2			
古典を読む	2			
現代文学を読む	2			
文学の環境	2			
海外の文学	2			

心理・社会エリア	心理・社会ユニット	人間関係の心理 I	2	
		人間関係の心理 II	2	
		児童サービス概論	2	
		心理コミュニケーション論	2	
		人間と社会	2	
		現代の子供と教育	2	
		日本社会のあゆみ	2	
		社会と福祉	2	
		コミュニティ論	2	
		地域観光論	2	
		産業社会と人間	2	
		社会調査法	2	
		家族論	2	
		心理社会演習	2	
	マスコミュニケーション論	2		

3 特別フィールド科目

授業科目	単位数	備考
海外研修 I	2	
海外研修 II	2	
特別講座 I	1	
特別講座 II	1	
技能検定 I	2	
技能検定 II	2	

卒業要件

- 1 ベーシックフィールド科目は、次に定めるところにより合計24単位以上を修得しなければならない。
 - (1) ゼミナールエリア 必修科目 8単位
 - (2) 基幹エリア 6単位以上
 - (3) 教養エリア 8単位以上

- (4) 外国語エリア 2単位以上
- 2 セレクトフィールド科目は、次に定めるところにより合計26単位以上を修得しなければならない。
 - (1) 主たるエリアを1つ選択し、その中から14単位以上
 - (2) 前号を含み、2つ以上のエリアから26単位以上
- 3 上記のほかに、ベーシックフィールド科目、セレクトフィールド科目又は特別フィールド科目の中から12単位以上を修得しなければならない。
- 4 その他の授業科目の履修については、別に定める。

備考

司書の資格を得ようとする者は、学則第17条別表に掲げるところにより、それぞれ所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

第17条別表 司書に関する授業科目

	授業科目	単位数	備考
必修 科目	生涯学習概論	2	
	図書館概論	2	
	情報政策	2	
	図書館情報サービスⅠ	2	
	図書館情報サービスⅡ	2	
	情報サービス演習Ⅰ	1	
	情報サービス演習Ⅱ	1	
	図書館情報技術	2	
	図書館情報資源論	2	
	情報資源組織Ⅰ	1	
	情報資源組織Ⅱ	1	
	情報資源組織演習Ⅰ	1	
	情報資源組織演習Ⅱ	1	
	児童サービス概論	2	
選択 科目	情報・メディア史	2	
	専門資料論	1	
	コミュニケーション論	2	
	専門情報特講	1	

備考

司書の資格を得ようとする者は、必修科目は22単位、選択科目は2科目2単位以上、計24単位以上を修得しなければならない。